

令和7年度第2回舞鶴市伝統的建造物群保存地区保存審議会 会議録

日時 令和7年7月25日（金）14時00分から

場所：舞鶴市役所別館5階 中会議室

出席：（委員）今村委員、粕谷委員、鶴岡委員、村田委員、山崎委員、吉岡委員
計6人

（事務局）鴨田市長、福田部長、森次長、松本主幹、神村担当課長、矢内、末満

欠席委員：河村委員

傍聴人数：2名

会議内容：

1. 協議事項

■吉原地区の伝統的建造物群保存地区の決定にかかる適否について

事務局より答申文（案）について説明（資料1）

【委員からの主な意見】

- 今回は地区範囲も含めて答申を行うのか。
→（事務局）地区範囲も含めて諮問をした。
- （会長）伊佐津川沿いのエリアについて、歴史的な価値を有しているか判断をしにくい。
→（委員）文化財として地区決定するにあたっては、適正か否か検討の余地が残る。
- 調査済みの建造物よりもやや広い範囲で提案してあるが、広い範囲で決定をした場合、メリット・デメリットはあるか。
→（事務局）修景基準に基づき景観を周囲と調和させる規制がかかるという点はデメリット。また、エリア内では建築基準法も緩和されるなど、メリット・デメリットとにもある。将来的に修景事業によって整備していくことを見据えながら範囲を決定していく方法もある。

- 範囲の境界はどのように決めたのか。
 - （事務局）明治・大正時代の古地図から町として機能していたエリアとしている。基本的には大字界をもとにし、道路中心界や見通し界なども交えつつ、都市計画法に基づいて設定されている。

- 地区として範囲に含まれる場合は、伝統的建造物以外も規制の対象になるという理解で良いか。
 - （事務局）範囲内であれば伝統的建造物以外も規制の対象になる。

- 現在の範囲は、昔から「吉原」と呼ばれたエリアという理解で良いか。
 - （事務局）昔からの大字吉原であり、明治・大正時代の古地図に記載されているエリア。
 - （会長補足）西吉原は一部のみ。新しく開発されたエリア等は除かれている。

- 建物だけでなく全体の景観を保存するのであれば、地区裏手の山も重要な要素であるとする。
 - （事務局）今回伝建地区として目指しているのは、あくまでも「獵師町」の景観であり、山を範囲に入れる予定はない。
 - （会長補足）どこまでを景観の構成要素か検討する際に、山を含むという考え方はある。山村としての伝建地区では山を範囲に入れているところもある。

- 山を範囲に入れないことに理由はあるのか。伊根町の場合は海・山ともに範囲に入っていたと思う。
 - （事務局）今回は「獵師町」の景観保全ということで、町を主眼に置いている。山も吉原地区の景観に含まれてはいるが、まずは都市計画に基づき、町として機能している範囲を設定している。

- 将来的にも山を含める構想は無いのか。
 - （事務局）現状では山を含めず提案しているが、当審議会から山を含めるよう追加・修正等の提案がされた場合には、検討していく必要があると考える。

- 現状、裏手の山は害鳥が増えたり、樹木や竹林が荒れたりしているが、伝建地区として整備し、全く異なる角度から吉原入江や舞鶴湾を望めたら地元住民としては嬉しい。

→（会長）町だけでなく山も吉原の生活に関わっていたということか。

→（委員）今は立ち入りができるような状態ではないが、子どもの頃は吉原小学校の裏手から五老まで道があり、そこで遊ぶこともできた。

- （会長）各委員の意見を総括すると、現状提案されている地区範囲については一定の理解ができるものの、歴史的な経過に鑑みた場合伊佐津川沿いのエリアを含めることが適切か、また反対に、裏手の山が昔から吉原地区に無くてはならない部分でもあるのではないかと、という意見も見られた。答申においては現状の範囲でも良しとするが、なお検討の余地を残す旨を含めたいと思う。

→（委員）異議なし。

2. 吉原地区の伝統的建造物群保存地区の決定にかかる適否について（答申）

鶴岡会長から鴨田市長へ答申

鴨田市長より答申へのお礼の言葉

3. その他

■事務局より連絡

- 吉原地区について、今後保存活用計画と修景ガイドラインを作成し、次回審議会（令和7年秋ごろ開催予定）にて審議